



経営指導員、中小企業診断士、税理士、公認会計士、企業グループ内で労務管理の指導的役割を担われる方、企業内労務管理担当者などを対象としています。

# 時間外労働の上限規制や年休の時季指定、同一労働同一賃金など 経営者のこんな**声**にお応えできていますか？

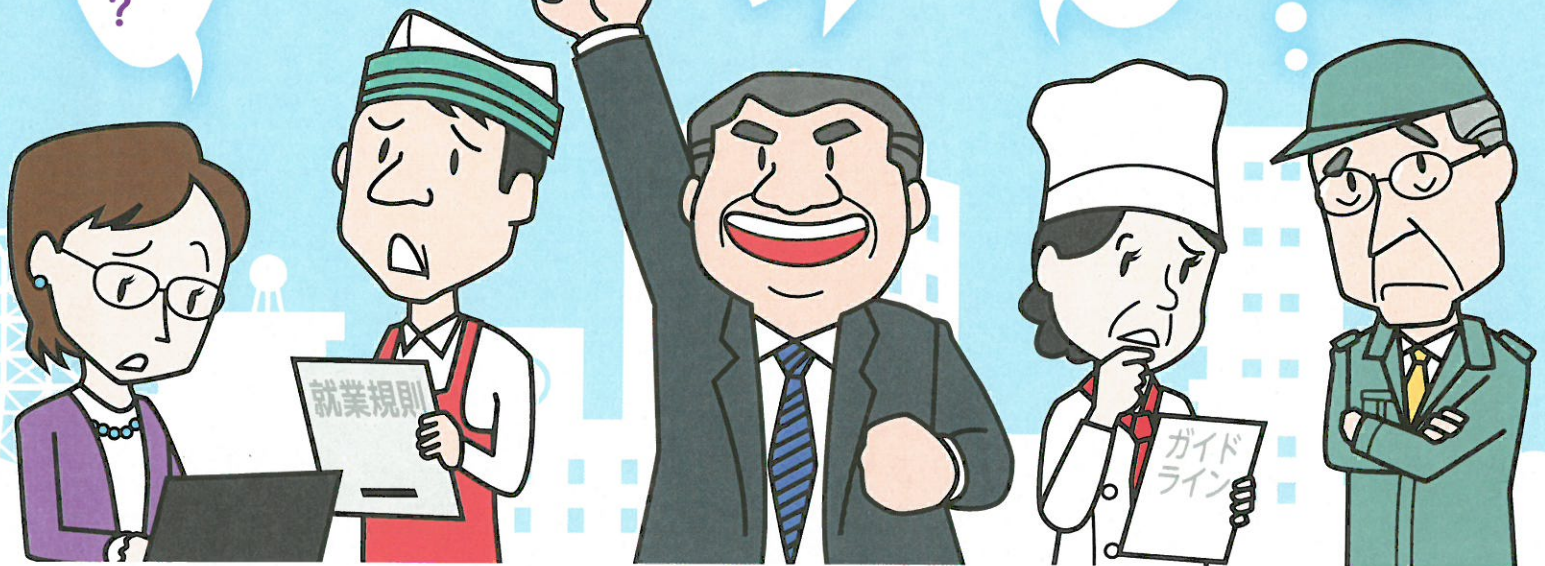
労働関係の助成金って  
どうすればもらえるの？

年休5日、どうやって  
全員にとらせる!?

働き方改革  
わが社も  
取り組みたい!

同一労働同一賃金、  
どう対応すればいいの？

時間外労働の  
上限規制、どうしたら  
守れるだろうか？



## 働き方改革関連法等

## 読み解きセミナー



こうして進める時間外労働の上限規制・年休の時季指定・同一労働同一賃金

**受講 無料**

主催:  公益社団法人  
全国労働基準関係団体連合会

連絡先: 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-12-2 三秀舎ビル6階  
TEL 03-5283-1030 FAX 03-5283-1032